

規制の事前評価書（簡素化）

（案）

法律又は政令の名称：消費生活用製品安全法施行令

規制の名称：長期使用製品安全点検制度

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：産業保安グループ 製品安全課

評価実施時期：令和2年5月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。
簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： ii _____

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p>規制の導入に伴い発生する費用が少額</p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<p>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。
iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

○長期使用製品安全点検制度に関するベースライン

長期使用製品安全点検制度は、製品の長期使用による経年劣化によって発生する重大な事故を予防するため平成21年度に創設。当時、経年劣化事故の発生率が高い製品を指定しており、指定された点検対象の製品（法令上、「特定保守製品」と呼称）の購入時にメーカーへの所有者登録と有料の点検の実施を製品の所有者に求めている。指定されている製品の経年劣化事故発生率は、近年、国が求める製品の安全基準の強化、メーカー自身の製品設計の見直し等により、点検制度創設当時より、大きく低下していることが確認されている。設計上の改善がなされた製品が普及していくことにより、今後も経年劣化事故が引き続き減少していくと考えられるため、この現状をベースラインとする。

特定保守製品の経年劣化事故発生率の推移（単位：ppm）

	屋内式ガス瞬間湯沸器	屋内式ガスふろがま	石油給湯機	石油ふろがま	FF式石油温風暖房機	ビルトイン式電気食器洗機	浴室用電気乾燥機
2000年～2006年の平均値 【制度創設時】	1.89	3.49	5.30	7.25	1.11	2.03	1.23
2007年～2018年の平均値	0.11	0.20	1.47	2.82	0.04	0.29	0.07
2007年～2025年の平均値(推計)	1未満	1未満	0.93	1.78	1未満	1未満	1未満

※ppmとは、百万分の一と言う意味。

※2007年～2018年はNITEによる試算。2007年～2025年は2019年以降の経年劣化事故発生件数を0件と仮定した場合の経済産業省による試算。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

長期使用製品点検制度は、点検対象の「特定保守製品」として、経年劣化事故発生率の高い(1ppmを超える) 製品を指定^{*}していたものの、事故発生率は低下しており、指定製品の多くが1ppmを下回る状況に至った。これら製品の事故発生率が低下した背景としては、以下の取り組みがあつたためである。

- ① 経年劣化事故を予防するため、電気用品安全法等における製品の安全基準が強化された。
- ② メーカーや産業界も経年劣化事故を予防するため、製品設計の見直しや自主基準を策定し、製品改良がおこなわれた。

※製品は長期使用による経年劣化により、不具合の発生、故障、そして事故に至る可能性があるが、経年劣化によって、一酸化炭素中毒や火災等の重大な事故に至りやすい製品とそうではない製品が存在することから、身の回りにある製品の全てを、経年劣化事故予防のための点検対象とすることは現実的ではなく、制度創設当時、社会的に許容し難い程度のリスクとみなされた1ppm（百万分の一）を超える事故発生率の製品を「特定保守製品」として指定した。

経年劣化事故発生率が1ppmを下回った「特定保守製品」を点検対象として維持し続けた場合、所有者は点検料金を負担し続けることに加えて、点検体制を維持するためにメーカーによる所有者情報の管理、コールセンター業務の維持費等の点検料金で賄えない費用が発生する。

1 ppmを下回る製品については、社会的に許容できるリスクの製品という扱いであり、その様な製品の事故を予防するために、点検を続けることは、所有者やメーカーに過剰な負担を課している状況であり、特定保守製品の指定から外す検討が必要である。

なお、「特定保守製品」を点検するという制度自体は、今後、経年劣化事故の増加が確認される製品が現れたときに、経年劣化事故予防の方法として有効であるため、維持することが必要である。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

現在の特定保守製品から、1ppm を下回った製品を指定から外し、点検を不要とすることについて、国民やメーカーに負担を求めるような遵守費用は発生しない。

なお、1ppm を下回った製品を指定から外した場合、所有者、メーカーの負担がどの程度軽減されるのかについては、以下のとおり試算すると、(1) (2) の合計 25.3 億円/年となる。

(1) 所有者が直接負担する点検費用 7.2 億円/年

(2) メーカーによる点検体制を維持するための実施費用 18.1 億円/年

(1) 所有者が直接負担する点検費用

製品の所有者が直接負担した点検料金の総額は、2018 年度は 8.6 億円であり、今回指定から外すことが検討されている 1ppm を下回る製品でみると、7.2 億円となっている。

制度としての点検が始まったばかりでもあり、点検率は現在、非常に低い状況。今後、制度の周知に努めていくことで、点検率も上昇していくことが見込まれるため、点検を受ける所有者が増えることを鑑みると、更に所有者の負担する点検料金総額が増額していくことが予想される。

特定保守製品名	2018 年度 生産台数	所有者 登録率	点検率	点検料 (万円)	点検料金 総額 (万円)
屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	256,500	48.6%	4.2%	0.9	4,712
屋内式ガス瞬間湯沸器(LP ガス用)	261,044	33.9%	4.2%	0.9	3,345
屋内式ガスふろがま(都市ガス用)	74,954	57.6%	3.2%	1	1,382
屋内式ガスふろがま(LP ガス用)	29,721	34.5%	3.2%	1	328
石油給湯機	337,502	42.5%	9.7%	1	13,914
石油ふろがま	18,955	37.5%	3.6%	1	256
FF 式石油温風暖房機	175,932	32.5%	8.5%	1	4,860
ビルトイントン式電気食器洗機	612,667	40.7%	7.7%	1.3	24,960
浴室用電気乾燥機	936,240	35.7%	7.5%	1.3	32,588
合計	2,703,515	39.6%	5.7%	-	86,345

1ppmを下回る製品の点検料金総額

72,176

※所有者登録率: 2019 年 9 月ベース

※点検率:2019年8月ベース

※点検料はメーカー／製品によって異なるので、目安の料金

※点検料金総額=2018年度生産台数×所有者登録率×点検率×点検料

(2) メーカーによる点検体制を維持するための実施費用

点検を実施するため、各メーカーにおいて、上述（1）の点検料では賄われない費用として、以下の費用が発生している。

- ① コールセンターの人員に係る費用
- ② 所有者登録情報のデータベースの管理費用
- ③ 点検員の定期技術講習に係る費用
- ④ 補修部品の維持費用
- ⑤ タイムスタンプの搭載に係る費用
- ⑥ 所有者に登録や点検を促すための広報等に係る費用
- ⑦ 製品の取引先などに法定説明の実施を求める費用

特定保守製品を製造し、点検を実施しているメーカー数社から聞き取りを行ったところ、2019年度において、各社数億円の実施費用がかかっていることが確認された。聞き取りをした各社の費用と、その生産台数から、1台あたりの平均実施費用を試算したところ、700円／台と試算された。

さらに1台あたりの平均実施費用に2019年の特定保守製品の生産台数を乗じて、メーカー全体の実施費用を試算すると、20.8億円となった。そのうち、1ppmを下回った製品の実施費用は18.1億円となっている。

この様な費用も、最終的には価格転嫁されるため、消費者負担につながっていく。

事業者	2019年度 実施費用(万円)	2019年 生産台数	1台あたりの 実施費用(万円)
A社（電気機器メーカー）	54,000	510,000	0.11
B社（石油機器メーカー）	14,400	240,000	0.06
C社（ガス機器メーカー）	25,000	560,000	0.04
1台あたりの平均実施費用		0.07	
2019年の特定保守製品のメーカーの実施費用		208,189	
うち、1ppmを下回る製品の実施費用		181,300	

※1台あたりの平均費用=(A、B、C社の費用合計)／(A、B、C社の生産台数合計)

※2019年の特定保守製品のメーカー費用=

1台あたりの平均実施費用700円／台×(2019年総生産台数292万台)

※1ppmを下回る製品の実施費用=

1台あたりの平均実施費用700円／台×(2019年の1ppmを下回った製品の生産台数259万台)

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

当該規制緩和は、経年劣化事故発生率が1ppmを下回る製品を特定保守製品の指定から外すものであり、特段の行政費用の増加は発生しない。

また、指定から外した製品の経年劣化事故件数や発生率については、引き続きモニタリングする必要があるが、消費生活用製品安全法上の重大製品事故報告制度で、経年劣化事故も含め製品事故の情報収集が実施されているため、追加のコストは発生しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特定保守製品には、多くの家庭で従来から使用されてきた給湯関連製品が含まれている。給湯機は、そのエネルギーとして、ガス式（都市ガス/LPガス）、石油式（灯油）、また近年ではエコキュートと呼称されている電気式のものが存在しており、それらは、メーカーがそれぞれ異なり、互いに競争関係にある。

今回の見直しにより、特定保守製品は当面、石油給湯機と石油ふろがまだけとなり、両製品の所有者への負担、メーカーへの負担が維持されるため、結果としては、今回の見直しで指定から外れるガス給湯機よりコスト面で不利な状況になる。

一方、石油給湯機、石油ふろがまは、従来、北海道や東北等の寒冷地で使用されており、都市ガスが配管されていない地域、LPガス供給事業者が存在しない地域でもガソリンスタンド等から灯油の供給を受けることで使用できるというメリットやコストパフォーマンスの良さ等もあって使用されているため、必ずしも製品価格だけで、選好されていないため、上述の影響は限定的と考えられる。

5 その他の関連事項

(7) 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

消費経済審議会製品安全部会（令和2年6月30日）において、1ppmを下回る製品を特定保守製品の指定から外すことの検討のため、事前評価書（案）を配布。

なお、事前評価に用いたデータについては、①、②に基づき記載した。

- ① 特定保守製品の経年劣化事故発生率、点検の実施率、点検料金については、令和元年度に開催された、「経年劣化事故への対応検討委員会」の報告書から引用
- ② 特定保守製品の生産台数、所有者登録率については、各メーカーから四半期毎の経済産業省への所有者登録の定期報告から引用

6 事後評価の実施時期等

(8) 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

施行5年後を目処に産業構造審議会製品安全小委員会において、特定保守製品の経年劣化事故の発生動向について報告を行い、事後評価を実施する。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向けて、以下指標で指定から外した製品の事故動向を検証する。

なお、データは消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・事故原因分析から把握する。

指定からは外すことで、モニタリングのための費用は発生しない。

- ① 経年劣化事故件数
- ② 経年劣化事故発生率

また、特定保守製品に残った製品（石油給湯機、石油ふろがま）の副次的な影響も検証する。

データは、①から④についてはメーカーへのアンケート調査、⑤から⑦については、四半期毎にメーカーが経済産業省に提出する所有者登録の定期報告で把握する。

- ① 点検案内通知台数
- ② 点検実施台数
- ③ 点検率
- ④ 不具合発生率
- ⑤ 所有者登録台数
- ⑥ 所有者登録率
- ⑦ 生産台数